

安全保障理事会決議 1828(2008)

2008年7月31日、安全保障理事会第5947回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの情勢に関するすべての従前の決議および議長声明を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する強い公約、また、スーダンにおけるさまざまな課題への取り組みを支援するために、その主権を完全に尊重しつつ、スーダン政府と共に活動するとの決意、を再確認し、

従前の、女性、平和と安全に関する決議 1325(2000)および決議 1820(2008)、人道および国際連合の要員の保護に関する決議 1502(2003)、武力紛争における子どもに関する決議 1612(2005)ならびに、それに続く、安保理によって承認された、武力紛争における子どもに関する作業グループのスーダンについての結論(S/AC.51/2008/7)、また、武力紛争における文民の保護、特に国際連合世界サミットの成果文書の関連する条項を再確認する決議 1674(2006)、さらに2008年6月3日から6日までのスーダンへの安保理の使節団の報告をも想起し、

事務総長とアフリカ連合委員会の議長の2008年7月7日の報告書(S/2008/443)を歓迎し、また、安保理との会合の際の、UNAMIDを完全に展開させるというバシル大統領の確約を想起し、

決議 1769(2007)の採択から一年後、ダルフールの治安および人道的な状況の悪化を憂慮し、

UNMID 要員の安全と治安の強化の必要性を強調し、

一般市民および人道援助従事者に対する現在進行中の攻撃、ならびに事務総長の報告書に示されているようなものを含む、継続し、かつ広範囲にわたる性的暴力に強い懸念を持って留意し、

このような犯罪の加害者を処罰する必要性を強調し、また、この点において、スーダン政府がその義務に従うように促し、さらにまた、ダルフールにおける人権および国際人道法のあらゆる違反に対する非難を繰り返し表明し、

7月21日付けの第142回平和安全保障委員会(PSC)会合でのアフリカ連合(AU)の声明(S/2008/481、添付書類)に留意し、2008年7月14日の国際刑事裁判所検察官による申請に続いて起こりうる展開に関して委員会の委員によって提起された懸念を念頭において、また、これらの問題をさらに検討するとの意向にも留意し、

ダルフールにおける現在進行中の暴力が、スーダン全土と同時に、地域の安定にさらに否

定的な影響を与えかねないとの懸念を再確認し、スーダン政府とチャド政府の間の現在進行中の緊張に懸念を持って留意し、また、ダルフルールおよび地域の長期的な平和を達成するために、両国におけるこれらの緊張および反乱活動の縮小が対処されなければならないことを繰り返し表明し、

ダルフルールの政治プロセス、特にあたらしい主任仲介者を促進し、また、支援するとの決意を表明し、さらに、いくつかの集団が政治プロセスへの参加を拒否しているとの事実を憂慮し、

ダルフルールにおける、人道援助従事者の殺害を含む、人道援助要員の安全の低下、およびそれを必要としている人々への接近の妨害へ、深い懸念を繰り返し表明し、十分、安全かつ妨害を受けない援助要員の接近および人道援助の提供を保証することを怠った紛争の当事者を非難し、また、さらに強盗および車両強奪のすべての場合をも非難し、ならびに、ダルフルールの多くの一般市民が避難している中で、持続する休戦と包括的な政治プロセスが達成されるまでは、人道的な取り組みが優先し続けることを確認し、

空爆を含め、いかなる方面からの一般市民に対する攻撃および、一般市民の人間の盾としての使用の終了を要求し、

スーダン、ダルフルールの情勢は、国際の平和と安全に対する脅威を構成すると決定し、

1. 決議 1769(2007)に規定されている UNAMID の職務権限を、2009 年 7 月 31 日まで、さらに 12 カ月延長することを決定する。
2. 2008 年 6 月 5 日の安保理との会合の際の、スーダン政府のアフリカ連合(AU)と国際連合(UN)の部隊配備計画への合意を歓迎し、部隊および警察を提供する国々また UNAMID への援助提供団体によりなされた貢献を賞賛し、UNAMID の完全かつ成功裏の展開を促進し、また、その要員の保護を強化するために：
 - (a) 事務総長により計画されたように、重支援一式の工兵、補給、医療および通信部隊、を含む軍事的支援ならびに追加の部隊、警察および下請けを含む文民要員の緊急展開、また、
 - (b) 国際連合加盟国に対し、ヘリコプター、空中偵察、地上輸送、工兵および補給部隊ならびにその他の必要とされる軍事的支援の誓約および提供；を求める。
3. これら以前アフリカ連合スーダンミッションとして展開していた UNAMID の大隊、および他の到着する大隊の能力を向上させる重要性を重視し、これら的大隊が国際連合の基準に沿って訓練され、装備されていることを保証するうえで援助提供団体の継続した支援を要請し、また、さらに、彼の次の安保理に対する報告にこれを含めるよう事務総長に要請する。
4. UNAMID の 80 パーセントを 2008 年 12 月 31 日までに展開するとの事務総長の意向を歓迎

迎し、また、スーダン政府、部隊提供国、援助提供団体、国際連合事務局およびすべての利害関係者に対し、これを促進するために可能な限り努力するよう促す。

5. 部隊の地位協定への署名を歓迎し、スーダン政府がこれに完全かつ遅滞なく従うよう要求し、さらにまた、スーダン政府およびスーダン領土内のすべての武装集団に対し、UNAMID の完全かつ迅速な展開を保証し、その安全および移動の自由の保証を含め、その任務の適切な遂行のすべての妨害を排除するよう要求する。

6. 部隊および警察の提供国との協力の強化と同時に、それらの治安と安全の観点から、強化されたガイドライン、手続きおよび情報の共有の必要性を重視する。

7. 文民の保護、また、人道的なアクセスおよび他の国際連合諸機関との共同の活動の確保という点から、UNAMID が現行の職務権限および能力を最大限活用する必要性を強調する。

8. UNAMID に対する以前の攻撃に対する非難を繰り返し表明し、UNAMID に対するいかなる攻撃もしくは威嚇も受け入れられない旨強調し、このような攻撃が二度と繰り返されないことを要求し、さらにまた、事務総長に対し、国際連合の調査結果とこのような攻撃の再発を防止するための勧告を安全保障理事会に報告するよう要請する。

9. ダルフールの紛争には軍事的な解決は存在せず、包括的な政治解決および UNAMID の成功裏の展開がダルフールの平和の再確立には不可欠であることを繰り返し表明する。

10. 十分な支援を受ける AU-UN 主任仲介者としての、ジブリ・イペネ・バソール氏の任命を歓迎し、スーダン政府および反政府集団に対し、バソール氏の仲介の下で対話を開始することを含め、和平プロセスに完全かつ建設的に取り組むように求め、すべての当事者、とりわけ反政府集団に対し、その準備を完了し、対話に合流するよう要求し、またさらに、女性および女性が主導する組織、地域集団および部族指導者を含め、市民社会の取り組みの必要性を強調する。

11. ダルフールにおけるすべての陣営による暴力、市民、平和維持要員および人道援助要員に対する攻撃、ならびにその他の人権および国際人道法の侵害を止めるよう要求し、さらにまた、すべての当事者に対し、敵対行為を停止し、持続的かつ永続的な休戦に対して取り組むよう要求し、敵対行為の停止を監視するために、UNAMID と緊密に協力しての、より効果的な休戦の遂行という観点から、安全保障の問題について、すべての関連する当事者と協議するよう仲介に促す。

12. 反政府集団への支援の終了を含め、ダカール協定、トリポリ協定およびそれに続く二国間の合意の下の義務を堅持するよう、スーダンおよびチャドに求め、ダカール協定コンタクトグループの創設とスーダンとチャドの間の国境の改善された監視に与えられた配慮を歓迎し、また、7月18日の、外交関係を回復するとのスーダンとチャドの間の合意に留意する。

13. ダルフールにおける人道援助活動の促進についてのスーダン政府と国際連合との間の声明の完全な履行、およびスーダン政府、すべての民兵、武装集団ならびに他のすべての利害関係者が、人道援助団体および救援要員の完全に安全かつ妨害を受けないアクセス

を確保することを要求する。

14. 事務総長に対し、(a)子どもたちの状況に関する継続した監視と報告、(b)子ども兵の徴兵と使用およびその他の子どもにたいする暴力を終結させるための時間を限っての行動計画の準備へ向けての紛争当事者との継続した対話、を確保するよう要請する。

15. 紛争当事者に対し、決議 1820(2008)に沿って、女性と子どもを含め、市民をあらゆる性的な暴力から保護するための適切な措置を直ちにとるよう要求し、事務総長に対し、適切な場合には、決議 1325(2000)および決議 1820 が UNAMID により履行されることを確保し、また、これに関する情報を下記第 16 項により要請されている報告に含めるよう要請する。

16. ダルフールの紛争当事者に対し、国際的な義務および関連する協定、この決議ならびにその他の理事会決議の下での公約を果たすよう要求する。

17. 事務総長に対し、UNAMID、政治プロセス、安全および人道的な状況、ならびにすべての当事者の国際的な義務の遵守の進展について、この決議の採択から 60 日毎に理事会に報告するよう要請する。

18. 和平プロセス、人道支援もしくは UNAMID の展開を妨害するいかなる勢力に対しても行動を起こす用意があることを繰り返し表明し、また、正当な手続きが軌道に乗らなければならないことを確認する。

19. この問題に引き続き取り組むことを決定する。